

令和3年第9回名取市教育委員会定例会 会議録

1 会議の年月日

令和3年9月29日（水）

2 会議の場所

仙台法務局名取出張所 2階 会議室 1

3 出席委員

教育長 瀧澤 信雄

教育長職務代行委員 佐藤 俊隆

教育委員 浅野 かおる

教育委員 洞口 ひろみ

教育委員 荒井 龍弥

4 欠席委員

なし

5 説明のために出席した者

菊池教育部長、鈴木理事兼学校教育課長事務取扱、大澤教育部次長兼生涯学習課長、芳賀教育総務課長、小松文化・スポーツ課長兼復興ありがとうホストタウン推進室長兼市史編さん準備室長、佐藤生涯学習課長補佐、宇田教育部企画員兼教育総務課長補佐、菅原教育総務課教育総務係長

6 議事日程

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 会議録署名委員の指名

日程第3 教育長報告

(1) 一般事務報告

(2) 行事予定

日程第4 専決事務報告

(1) 令和3年度名取市一般会計補正予算（第8号）（教育費）に対する意見について

(2) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について（その1）

(3) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について（その2）

(4) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について（その3）

(5) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について（その4）

7 開会時刻

午後 3 時 00 分

8 会議の概要

瀧澤教育長

ただいまより令和 3 年第 9 回教育委員会定例会を開催いたします。

日程第 1 前回会議録の承認についてですが、8 月 19 日開催の第 8 回定例会会議録については、先日、委員の皆様へ配付しております。

この内容について、ご質疑等あればお願いいたします。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、会議録につきましては承認といたします。

次、日程第 2、会議録署名委員に、佐藤委員並びに浅野委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第 3 教育長報告（1）一般事務報告についてですが、私からは新型コロナウイルス感染症関連について報告をさせていただきます。

文科省からの文書をコピーとしてつけておりますが、テレビ等で報道されておりますガイドラインが文科省から示されました。詳しくは説明しませんが、1 枚めくっていただいて、右上に別添と書いてある資料があります。その下にページ数がありますが、その 2 ページをご覧くださいと思います。今までとちょっと変わったところが、2 ページの一番上、濃厚接触者の特定について、基本的にこれまでは保健所が疫学調査をして濃厚接触者を特定していたわけですが、保健所の業務がかなり逼迫しているということで、教育委員会や学校で、濃厚接触者・接触者の候補者リストを作成するところまでやってくることがある、ということです。学校教育課は、これまでもかなり予備調査をやっておりましたので、岩沼保健所から、名取は慣れているのでやってください、とこの頃よく言われて、学校教育課で課長と指導主事が疫学調査をやっております。今まで学校教育課から上げたリストを保健所で精査して判断してきましたが、このとおりでよろしいと思います、というような判断をいただいております。ただ、なかなか大変な作業ですけれども、それが今回新たに加わったということと、もう一点、3 ページ目になりますけれども、感染者が出た場合、真ん中から下になりますけれども、出席停止措置及び臨時休業の判断について、いちばん下の段落で、まず、とありますけれども、全体像が把握できるまでの期間、校舎内の消毒等に要する期間、概ね数日から 1 週間臨時休業を行うことが考えられる、感染の拡大が分からない場合は、まず臨時休業にして感染の拡大の心配があるかどうかを判断する必要があるということです。次のページ、4 ページ、その上で感染が拡大していく可能性がある場合は、下にある学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休業の措置を取るということで、今までの方針と大きく変わることはないかと考

えております。その後も資料がありますけれども、いちばん後ろについているフローチャート Ver3 を見ていただきたいんですけれども、これまでと若干変えたところで、真ん中から左上に疫学調査、というところがあります。ここが、さっき言ったとおり、教育委員会や学校で疫学調査の補助的な作業を行う、というようなところでここに入れてあります。その上で感染拡大の可能性がない場合は、臨時休業は行わないし、公表もしない、ある場合は臨時休業と消毒等を行う、というようなことで、これからは基本的にはこの流れで対応していきたいと思います。

PCR 検査について、議会でももっと広範囲にやってはどうか、というご意見なども頂戴はしてるんですけれども、保健所の方で判断して、行政検査としてやっております。

私からは以上です。それでは続いて教育部長からお願いします。

菊池教育部長

資料は 2 ページから 4 ページとなります。私からは、9 月 2 日から 27 日までの会期で行われました、令和 3 年第 5 回名取市議会定例会の関係についてご報告いたします。

初めに、教育委員会関係の一般質問及び総括質疑です。

お手元に本日、別冊資料として一般質問通告書と総括質疑通告書をお配りしておりますので、併せてご確認いただきたいと思います。

9 月議会の一般質問であります。4 名の議員から 9 件の質問がありました。そのうち教育長答弁は 9 件ですが、同じ項目について市長答弁は 5 件でありました。一般質問通告書の内容となりますが、1 つ目は、子供の貧困対策について、就学援助の需給の状況から子供の置かれている現状について、その傾向をどう捉えているのかについて、です。2 つ目は、市立学校の 2 学期制への移行について、変更によるメリット・デメリットや対応等について、3 つ目は、増田小学校の東校舎の今後の在り方について、です。4 つ目は、市内小中義務教育学校の新型コロナウイルス感染症対策に関し、光触媒スプレーを導入することについて、です。最後に、新型コロナウイルス感染症の対応に関し、状況を打破するための考え方や分散登校、検査のあり方等について、でありました。

次に、総括質疑につきましては、2 名の議員から 9 件の質疑がありました。全て市長答弁であります。その主な内容ですが、教育用コンピューター推進事業の成果と課題、及びオンライン学習を実施するに当たっての課題や実施方法等の検討の進捗状況について、2 つ目は、青少年健全育成事業について、教育委員会への移管後、育成会活動や地域と学校の連携や連絡体制などへの取り組み状況について、3 つ目は、児童・生徒の SNS 利用による影響が懸念される中で、いじめの未然防止に向けて取り組んだ内容について、4 つ目は学校施設長寿命化計画策定の内容及び策定時における学校関係者からの要望聴取の概要について、5 つ目は新学習指導要領として取り組んだ内容、成果と課題について、6 つ目は、確かな学力向上推進事業として、ICT 教育の推進など、学校教育を取り巻く環境変化に対応した取り組みの内容、その成果と課題について、7 つ目は市内小・中・義務教育学校に導入された留守番電話について、教職員の負担軽減になったのか、緊急対応時の問題はなかったのか等、利用状況と課題について、8 つ目は、公民館長が地域からではなく内部からの職員配置となったが、どのように評

働しているのかについて、最後は、市史編さんの進捗状況についてでありました。

これらにつきましては、適宜回答しております。なお、答弁内容は別冊資料としてお配りしているとおりでありますので、後でご覧いただきたいと思っております。

次に、議決事項です。今回の教育委員会定例会におきまして専決事務報告として審議いただきます令和3年度名取市一般会計補正予算（第8号）（教育費）につきましては、原案のとおり可決されております。

また、名取市教育委員会委員の任命について、ですが、お手元に配付しております資料のとおり市長から提案がなされ、原案のとおり「洞口ひろみ委員」を任命することについて、議会の同意を得られております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策本部会議関係について報告いたします。

青い付箋のついた資料をご覧いただきたいと思っております。かいつまんで説明させていただきます。1ページの第61回本部会議については、宮城県に緊急事態宣言が発令されるということ視野に、市町村長会議の内容を踏まえて、本市主催の会議・イベント等の開催等に関する方針を協議いたしました。

続いて、3ページをご覧ください。第62回対策本部会議の報告になりますが、こちらは本市主催会議・イベント等の方針を協議いたしております。下の方の2の(1)の協議事項のところに、教育委員会の関連ですが、公民館については8月28日から9月12日まで原則休館とするなど、各施設の対応について協議・決定しています。

次のページ、4ページをご覧ください。第63回本部会議では、新型コロナウイルス感染症の対応フローの変更について協議しております。右側真ん中ごろの(2)新型コロナウイルス感染者発生時の公表のあり方について、とありますが、この②のところで、教育委員会で8月27日のガイドラインに基づいて、フローを修正して、という内容、それから、校医や薬剤師に情報を提供したり、保護者へも9月1日付けで文書を送付しております。また、臨時休業や学級・学年閉鎖をして消毒する場合の公表が必要、それから、校医の内科医に個人名以外の情報を報告しているという内容でございます。

6ページをご覧ください。第65回本部会議です。こちらでは、9月12日をもって緊急事態措置区域からまん延防止等重点措置適用地域へ移行される、ということにあたっての、市主催のイベント、それから施設の考え方についての協議をしております。ここでは、公立施設の休館または利用の自粛の呼びかけを終了させるという基本的な考え方でありまして、また、利用時間は午後8時までの短縮利用という方針を決定しております。

以上が、教育委員会に関連する新型コロナウイルス感染症対策本部の概要であります。

私からは以上です。あとは、各課から報告をさせていただきます。

瀧澤教育長

はい。なお、宮城県のまん延防止等重点措置が30日で解除という見通しです。明日午前中に市の本部会議を開いて、その後の方針を決めるということになっております。ほぼ、施設等の利用制限というのはなくなるのかな、と思っておりますが、また変化がありましたらお知らせしたいと思います。

それでは、各課からお願いします。教育総務課をお願いします。

芳賀教育総務課長

特にございません。

瀧澤教育長

学校教育課をお願いします。

鈴木理事兼学校教育課長事務取扱

2点ございます。

2ページの15番、市の臨時校長会を行っております。これは宮城県に、コロナの緊急事態宣言を受けて、学校のコロナ対応ということで、学校の校長先生を集めて、その対応について確認したところです。

それから、4ページ55番、9月25日土曜日、中学校の部活動の新人大会が無事行われました。大きなけが、事故もなく、終了しております。ただ、24日まで臨時休業していた閑上小中学校は不参加、その代わりに、各部活ごとの交流試合を計画しているところでございます。

なお、25日に閑上小中学校が会場となっていた卓球競技につきましては、閑上小中学校の子供たちの気持ちも考えて、次の日、名取第一中学校を会場に卓球大会を行い、閑上小中学校は使用しなかった、ということでございます。

以上でございます。

瀧澤教育長

生涯学習課をお願いします。

大澤教育部次長兼生涯学習課長

生涯学習課から2点ご報告いたします。

1点目は、4ページ46番の仙台教育事務所公民館訪問についてです。これは、仙台教育事務所が社会教育拠点施設訪問として仙台管内の公民館等を訪問するもので、9月17日に愛島公民館への訪問がありました。当日は、仙台教育事務所の大沼所長を初め関係職員が、愛島案内人講座の視察を行いました。

2点目は、49番、9月21日に開催しました、家庭教育支援チーム事業「秋の移動交流サロン」についてです。秋晴れの下、みちのく杜の湖畔公園を会場として行われたこの交流サロンに、9組18名の親子が参加し、家庭教育支援チーム toco toco のチーム員による読み語りや参加者同士の交流が行われました。

生涯学習課からは以上です。

瀧澤教育長

文化・スポーツ課、復興ありがとうホストタウン推進室、市史編さん準備室をお願いします。

小松文化・スポーツ課長兼復興ありがとうホストタウン推進室長兼市史編さん準備室長

1点ご報告いたします。2ページの17番、8月29日、それから4ページ57番9月26日に、2回にわたってですが、地域の歴史文化を生かすワークショップを開催いたしました。ここで提案された意見につきまして、今後策定する文化財保存活用地域計画の中に取り入れてまいりたいと考えております。

以上、文化・スポーツ課及び復興ありがとうホストタウン推進室からになります。

瀧澤教育長

それでは、議会関係、コロナ関係も含めて、委員の皆様からご質疑があればお願いします。

洞口委員

今回、閑上小中学校で、コロナで大変だったかと思うのですが、今、名取市はiPad授業をやっているわけですが、1人1台貸与されているのですが、そのiPadは、全部消毒はお済みなのでしょうか。皆さん触っているのです。

鈴木理事兼学校教育課長事務取扱

iPadに関しては、人に自分のものを基本貸さないで、自分のものは自分で使うということで、使い終わった後、子供たちが自分で掃除しているという状況です。以上です。

洞口委員

わかりました。

瀧澤教育長

よろしいですか。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ承認といたします。

それでは、(2)行事予定について、教育部長からお願いします。

菊池教育部長

議案書は5ページと6ページになります。私からは特にありませんが、次回の定例会及び懇話会の日程につきましては、後ほどの協議の際にお願いします。あとは、各課から報告をさせていただきます。

瀧澤教育長

教育総務課お願いします。

芳賀教育総務課長

特にございません。

瀧澤教育長

学校教育課長お願いします。

鈴木理事兼学校教育課長事務取扱

6 ページ 34 番、10 月 26 日月曜日、みどり台中学校の iPad 活用モデル事業の授業公開を行います。今、市内で 3 校、中学校はみどり台中学校を始め、小学校で相互台小学校、高館小学校の 3 校が iPad のモデル事業をしておりますが、3 校のうち一番初めのモデル事業となります。予定を聞きますと、今のところ授業を公開して、その後、話し合いの場を持つというのを聞いております。

なお、小学校 2 校については 11 月に予定しております。

以上です。

瀧澤教育長

生涯学習課お願いします。

大澤教育部次長兼生涯学習課長

特にございません。

瀧澤教育長

文化・スポーツ課、復興ありがとうホストタウン推進室、市史編さん準備室お願いします。

小松文化・スポーツ課長兼復興ありがとうホストタウン推進室長兼市史編さん準備室長

5 ページになります。3 番 10 月 1 日金曜日になりますが、令和 3 年度の名取市スポーツ賞顕彰が 10 時から文化会館の中ホールで開催されます。これは、市政功労者表彰と元気高齢者表彰、これに続いて執り行われる予定になっております。

5 番、10 月 3 日の日曜日、東日本大震災の復興祈念事業で、能、名取老女、狂言、舟渡聲、14 時から文化会館大ホールで開催されます。チケットについては今回完売とはなりませんでしたが、半分以上の 635 枚ぐらいの販売、ということになりました。ありがとうございました。

続いて 6 ページです。27 番 10 月 23 日土曜日、名取文化芸術祭です。昨年度コロナ禍ということで中止となりましたが、今年度は 23 日と翌 24 日にかけて開催されることとなりました。

もう一つが 29 番、10 月 23 日の土曜日です。第 25 回の市内 3 高校定期戦、これは 8 時 40 分からになりますが、市民球場で開催する予定にしております。

以上、文化・スポーツ課及び復興ありがとうホストタウン推進室からになります。

瀧澤教育長

それでは、ただいま説明があった行事予定について、ご質疑等あればお願いします。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ承認といたします。

次に、日程第 4 専決事務報告に移ります。

専決事務報告 (1) 令和 3 年度名取市一般会計補正予算 (第 8 号) (教育費) に対する意見についてを議題といたします。教育部長より説明をお願いします。

菊池教育部長

専決事務報告 (1) ですが、議案書は先に配付の議案書 7 ページから 10 ページになります。

本案は、9 月 2 日に招集されました名取市議会定例会に提案の教育費補正予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、令和 3 年 8 月 19 日付けで市長から意見を求められましたが、教育委員会開催のいとまがなかったことから、名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、8 月 20 日専決し、異議がない旨回答したので同条第 2 項の規定により報告するものであります。

補正予算の内容につきましては、9 ページ上段、歳入の欄をご覧ください。

16 款 2 項 7 目、教育費県補助金、5 節保健体育費、1,001 万 8,000 円は、ホストタウン等新型コロナウイルス感染対策補助金です。これは、復興ありがとうホストタウン事業の一つとして、オリンピック・パラリンピックの選手を名取市にお招きし、市民と交流する際に新型コロナウイルス感染症対策に係る経費に対する補助金となりますが、事業が中止となったために、皆減とするものです。

続いて、21 款 5 項 2 目 16 節の雑入、1,115 万円ですが、公立学校施設災害復旧費国庫負担金となります。内訳は大きく分けて 2 つあり、1 つ目は令和 3 年 2 月に発生した福島県沖地震に伴う増田中学校及び第二中学校の災害復旧の国庫負担金で、金額は 746 万 6,000 円です。2 つ目は、平成 23 年に発生した東日本大震災により被災した市内学校の災害復旧に係る、平成 23 年から 27 年にかけて申請し、既に交付を受けていた国庫負担金の追加分で、368 万 4,000 円です。東日本大震災による災害復旧国庫負担金の補助率は国が暫定的に決めていましたが、発生から 10 年が経過し、国の事業全体の額が確定したことに伴い、国庫補助金の補助率についても確定したため、確定額と暫定額の差額を受け入れるものです。対象となる施設は、閑上小学校・閑上中学校をはじめとする、市内 17 の幼稚園及び学校となります。

この国庫負担金ですが、いずれも過年度の災害復旧に対しての補助となりますが、年度を繰り越してしまうと特定財源に充てられないことから、雑入での予算計上となります。

以上、歳入の合計は 113 万 2,000 円の増額となります。

それでは歳出に入ります。

10 款 1 項 2 目教育総務費、事務局費、12 節委託料、40 万円は、11 月 10 日水曜日に予定している、夢サポート事業の中継等の業務委託料となります。夢サポート事業は、今年で 3 年目となり、北海道より植松電機工業（株）の植松努先生をお招きして、市内中学 2 年生及び義務教育学校 8 年生を対象に、文化会館大ホールで講演会を行うものですが、新型コロナウイルス感染症の感染状況が見込めないこともあり、緊急事態等で中学生を一堂に集めることが困難になった場合でも、ウェブ配信で対応できるように中継業務を委託するものです。また、ウェブ配信することで、はなもも教室の生徒や、さまざまな事情で学校欠席をしている生徒も視聴可能となる効果を見込んでおります。

10 款 2 項 1 目小学校費、学校管理費、12 節委託料の 77 万円ですが、テレビ等の廃棄委託料となります。昨年度 GIGA スクール事業で各学校に大型提示装置を整備したため、それまで使用していた古いテレビやスクリーンを処分するための費用となります。また、追って出てまいります 10 款 3 項 1 目の中学校管理費、12 節委託料の 29 万円も同じ内容となります。

17 節、備品購入費 150 万円は、増田小学校体育館の放送設備機材となります。放送卓の経年劣化により、ハウリングが発生するという不具合が生じておりましたが、既に部品がなく、修理ができないために交換するものです。

10 款 2 項 2 目小学校費、教育振興費、17 節の備品購入費 153 万円ですが、教育用タブレット端末の購入費用となります。なお、続きます 10 款 3 項 2 目の中学校費、教育振興費、17 節備品購入費 63 万円、10 款 4 項 2 目義務教育学校費、教育振興費、17 節備品購入費も、同じく教育用タブレットの購入費となります。経緯としては、現在教員用として使用しているタブレット端末のうち、耐用年数を超えている 50 台分について更新を行うものです。

10 款 3 項 2 目、中学校費、教育振興費、12 節委託料の 477 万円は、第一中学校の仮設校舎の LAN 設備増設のための委託料となります。大規模改造に伴い 11 月に設置予定の仮設校舎に、本校舎と同等の校内ネットワーク及びインターネット環境を整備するものです。

10 款 5 項 1 目社会教育費、社会教育総務費の 7 節報償費は、市史編さん準備室の謝礼となります。市史編さん準備室は、来年度以降、本格的な市史編さん事業に着手できるよう準備を進めているところですが、今年度中に有識者等を交えた協議の場を設けるための謝礼を増額補正するものです。なお、この謝礼は、続きます 12 節委託料中の、資料整理作業員派遣委託料から、予算を組み替えするものです。

12 節、成人式中継等委託料は、遠方にお住いの新成人や、当日都合により出席できない新成人のために、式典の雰囲気や様子を YouTube でライブ配信するための委託料となります。また、撮影等委託料は、集合写真の代替えとして、中学校区ごとに着座した新成人を写真撮影するため、業者に委託するものです。なお、先ほど説明したとおり、7 節報償費に組み替えるため、市史編さん資料整理作業員派遣委託料を減額しており、12 節の合計額は 32 万円となります。

次は 10 ページをお開きください。

10 款 5 項 2 目社会教育費、公民館費、13 節使用料及び賃借料 84 万 6,000 円です。館腰公民館とゆりが丘公民館の空調設備のリース料となります。当初は設備工事を行うこととして予算計上しておりましたが、検討の結果、長期のリース契約で整備することとしたため、使用料及び賃借料が増となるものです。それに伴い、続きます 14 節工事請負費は、空調設備の工事費ですが、480 万円が皆減となっております。

17 節、備品購入費 333 万 3,000 円は、各公民館に非接触型体温計を設置するための費用です。

10 款 5 項 4 目社会教育費、図書館費、需用費の 35 万 2,000 円は、図書館学習室内に飛沫防止のアクリルパーテーションを購入するための費用となります。

10 款 5 項 8 目社会教育費、文化会館管理運営費ですが、こちらは文化会館において、インターネット配信環境を整備し、コロナ禍での主催者等の公演・行事等の実施を支援するものです。大ホール・中ホール・小ホールは有線 LAN を、会議室・講義室、和室は無線 LAN の整備となります。11 節役務費は電話架設料として、LAN 回線機器設置費用 57 万 5,000 円を、14 節工事請負費は、館内における既存の配線盤から機器までの工事料として 1,420 万 1,000 円を予算計上したものです。

10 款 6 項 3 目保健体育費、学校給食費、10 節需用費及び 17 節備品購入費ですが、こちらは備品購入費から需用費へ、78 万 1,000 円の予算の組み替えとなります。内容は、学校給食で使用するごはん保温箱、パン保管箱の購入費用となりますが、プラスチック製で破損しやすく、備品購入費での購入ではなく、需用費での購入が現実的であるため、予算を組み替えるものです。

10 款 6 項 5 目保健体育費、復興ありがとうホストタウン推進費、18 節負担金補助及び交付金の 1,001 万 8,000 円は、復興ありがとうホストタウン推進実行委員会への補助金となります。補助金の対象となるのは、選手団や市民の PCR 検査の費用や移動に伴う、座席周辺の空席の確保の費用等となりますが、歳入で説明を申し上げましたとおり、カナダ選手の名取市への訪問ができなくなったことから、事業の補助金を減額するものです。

11 款 6 項 3 目災害復旧費、社会教育施設災害復旧費 14 節工事請負費は、文化会館の災害復旧工事費となります。令和 3 年 2 月 13 日発生 of 福島県沖地震により被災した文化会館の修繕に係る費用として、主に中ホールの災害復旧費として令和 2 年度に予算措置をしており、令和 3 年度に繰越しておりますが、その後の 3 月 20 日に発生した宮城県沖地震により被害が拡大したこと、また、詳細調査により発見した破損箇所の修繕に係る工事費を追加で計上するものです。

なお、お手元の資料中、網掛けしております部分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業となっております。

以上、歳出予算の合計は、2,249 万 9,000 円の増額となります。説明は以上です

瀧澤教育長

ただいま説明のありました、専決事務報告(1)補正予算案について、ご質疑・ご意見等あ

りませんか。

荒井委員

9 ページの 10 款 3 項 1 目は中学校費ですよ。

瀧澤教育長

失礼しました。10 款 3 項は中学校費となります。申し訳ありません。ありがとうございます。
内容についてはよろしいでしょうか。

そのほかご質疑等あればお願いします。

全委員

なし

瀧澤教育長

よろしいでしょうか。それでは、専決事務報告（1）については、報告どおり承認したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告（1）令和 3 年度名取市一般会計補正予算（第 8 号）（教育費）に対する意見については、報告どおり承認といたします。

次、専決事務報告（2）情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について（その 1）を議題といたします。教育部長より説明をお願いします。

菊池教育部長

専決事務報告（2）ですが、議案書は先に配付の議案書 11 ページから 12 ページになります。そのほか、別冊で配付しております専決事務報告資料 1 ページから 32 ページとなります。

本件につきましては、名取市情報公開条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 8 月 4 日付けで市内に在住する個人から、「市立学校の 2 学期制への変更について」の議事録や記録など一切について開示請求がありました。

請求された行政文書には、同条例第 10 条に規定する非開示情報は含まれていないことから全部開示とし、同条例第 8 条第 1 項において、開示請求のあった日から起算して 15 日以内に開示決定等を行わなければならないとされていることから、名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、8 月 18 日専決をし、開示決定を行いましたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

以上ですが、学校教育課から説明すべき事項があれば、お願いします。

瀧澤教育長

学校教育課の方で特に付け加えることはありますか。

鈴木理事兼学校教育課長事務取扱

特にありません。

瀧澤教育長

ただいま説明のありました、専決事務報告(2)について、ご質疑・ご意見等ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告(2)については、報告どおり承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告(2)情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その1)は、報告どおり承認といたします。

次、専決事務報告(3)情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その2)を議題とします。教育部長、説明をお願いします。

菊池教育部長

専決事務報告(3)ですが、議案書は、13ページと14ページとなります。そのほか、別冊で配付しております専決事務報告資料33ページから35ページとなります。

本件は、名取市情報公開条例第7条第1項の規定に基づき、令和3年9月13日付けで県外に住む個人から、教育委員の名簿、委員の選任方法について開示請求があったものですが、そのうち、委員の選任方法については市長あて請求されましたので、教育委員会で開示するものは委員の名簿となります。請求された行政文書には、同条例第10条第2号に規定する非開示情報が含まれていることから部分開示としたものです。

なお、同条例第8条第1項において、開示請求のあった日から起算して15日以内に開示決定等を行わなければならないとされていることから、名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項第3号の規定に基づき、9月16日に専決をし、開示決定を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

以上ですが、開示情報の詳細について教育総務課から説明をお願いします。

瀧澤教育長

教育総務課、補足はありますか。

芳賀教育総務課長

まず、請求人から公開を求められた内容について説明します。議案書 14 ページをご覧ください。これは請求人に送付した行政文書部分開示決定通知書になります。ここの行政文書の内容の欄にあるとおり、公開を求められた情報は委員の名簿で、住所は番地まで、生年月日、経歴を含むものであります。これらの情報を含む教育委員会が保管・管理する行政文書は、名簿として別冊資料の専決事務報告資料の 35 ページをご覧ください。これが名簿になります。これに基づきましてこれを開示したのですが、ただし、部長の説明にもございましたとおり、請求人が指定する住所・生年月日・経歴、また、行政文書に記載のある教職経験の有無欄などの学校名については情報公開条例第 10 条第 2 号の非開示情報であることから黒塗の非開示としております。

以上です。

瀧澤教育長

ただいま説明のあった内容について、ご質疑・ご意見等ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告 (3) については、報告どおり承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告 (3) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その 2) は、報告どおり承認といたします。

次、専決事務報告 (4) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その 3) を議題とします。教育部長、説明をお願いします。

菊池教育部長

専決事務報告 (4) ですが、議案書は先に配付の議案書 15 ページから 16 ページになります。

そのほか、別冊で配付しております専決事務報告資料 37 ページから 110 ページとなります。

本件につきましては、名取市情報公開条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、昨年度の令和 2 年 10 月 30 日付けで市内に在住する個人から、今年度 9 月以降に開催された名取市内における小中学校校長会の会議録について開示請求がありました。

請求された行政文書には、同条例第 10 条に規定する非開示情報が含まれていることから、部分開示とし、同条例第 8 条第 1 項において、開示請求のあった日から起算して 15 日以内に開示決定等を行わなければならないとされていることから、名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、令和 2 年 11 月 9 日専決をし、開示決定を行いましたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

この事務報告については、本来は専決処分をした後の直近の教育委員会で報告するべきでしたが、これを失念していたために、今回ご報告させていただくものです。

以上ですが、学校教育課から説明すべき事項があれば、お願いします。

瀧澤教育長

学校教育課、補足はありますか。

鈴木理事兼学校教育課長事務取扱

特にございませぬ。

瀧澤教育長

ただいま説明のありました、専決事務報告（4）について、ご質疑等あればお願いします。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告（4）については、報告どおり承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告（4）情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について（その 3）は、報告どおり承認といたします。

次、専決事務報告（5）情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について（その 4）を議題とします。教育部長、説明をお願いします。

菊池教育部長

専決事務報告(5)ですが、議案書は先に配付の議案書 17 ページから 19 ページになります。そのほか、別冊で配付しております専決事務報告資料 111 ページから 114 ページとなります。

本件につきましては、名取市情報公開条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 9 月 3 日付けで市内に在住する個人から、令和 2 年 11 月 9 日付け名教学収 251 号による処分に係る決裁文書、及び、その裁決に係る部分の議事録又はその専決事務報告に係る部分の議事録について開示請求がありました。

こちらは、先ほどの専決処分事項(4)の行政文書の開示決定に関するものとなります。

項目の 1 つ目の、処分に係る決裁文書については、同条例第 10 条に規定する非開示情報が含まれていることから部分開示とし、また、議決あるいは専決事務報告にかかる会議録の部分は不存在とし、同条例第 8 条第 1 項において、開示請求のあった日から起算して 15 日以内に開示決定等を行わなければならない、とされていることから、名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、9 月 17 日専決をし、開示決定を行いましたので、同条例第 2 項の規定により報告するものであります。

以上ですが、学校教育課から説明すべき事項があれば、お願いします。

瀧澤教育長

学校教育課、補足はありますか。

鈴木理事兼学校教育課長事務取扱

特にございませぬ。

瀧澤教育長

ただいま説明のありました、専決事務報告(5)について、ご質疑等あればお願いします。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告(5)については、報告どおり承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告(5)情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その 4)は、報告どおり承認いたします。

瀧澤教育長

本日の議案は以上となります。本日の会議を終了いたします。

午後 3 時 55 分終了

令和 3 年 10 月 21 日

署名委員 佐藤 俊隆

署名委員 浅野 かおる